

公益財団法人国際開発救援財団のボランティア活動に参加するにあたって

公益財団法人国際開発救援財団

本文書は、公益財団法人国際開発救援財団（以下、FIDR と略記）の事業活動の一環として、日本国内でボランティア活動をしていただく上での基本文書です。

FIDR は下記の活動目的のもと、ボランティアの皆様のご協力を得ながら各種業務を進めています。

1. FIDR の活動目的

FIDR は、1990 年に発足した民間の国際協力団体で、多くの支援者の方のご理解・ご協力を得て、国際協力援助、国内外での緊急援助、広報啓発の各事業を推進しています。2010 年 11 月には公益財団法人に移行しました。「開発途上国の子どもたちが健やかに育つことのできる社会をつくる」、「日本国内の様々な企業、団体、そして多くの個人の皆様と一緒に国際協力を推進する」という 2 つのミッションを掲げ、カンボジア、ベトナム、ネパール、日本で活動しています。

2. 主なボランティア活動内容

ウェブサイトに掲載の活動内容をご覧ください。

3. ボランティア活動を始めるにあたって

- ① FIDR におけるボランティア活動にあたっては、1 の活動目的を十分にご理解いただいた上で、それに沿った活動をお願いいたします。
- ② ボランティアご登録者は、年齢も性別も様々です。ボランティア活動を行う際には、お互いを尊重して活動していただくようお願いいたします。
- ③ FIDR 東京事務所あるいはイベント等の実施開催会場において 1 日 2 時間以上ボランティア活動を行った日には、交通費を支給させていただきます（1 日あたりの上限額は 1,000 円。定期券をお持ちの場合はそれを活用した最短経路にて）。

4. ボランティア活動における留意点

- ① FIDR ボランティアは、ボランティア活動期間中、FIDR 担当職員の指示に従い活動を行ってください。
- ② FIDR ボランティアに FIDR の信用を傷つける行為、又は、反社会的な行為があり、ボランティアとしての受入れ継続が不可能と認められる場合、或は、FIDR ボランティアの心身の健康状態がボランティア活動に支障をきたすと認められる場合、ボランティア活動期間を短縮、あるいは、ボランティア活動を終了していただきます。

- ③ FIDR ボランティアは、業務を通じて知り得た下記の事項を秘密として保持し、ボランティア活動期間中及びその後において、これを第三者に開示してはなりません。
- ・ 支援者、職員、FIDR ボランティアの個人情報
 - ・ FIDR（海外事務所を含む）の運営及び人事に関わる機密に属する情報
- ④ デザイン等作業の成果物（著作物）における著作権は FIDR に帰属するものとします。

以上

制作：2007年1月（更新：2023年5月）